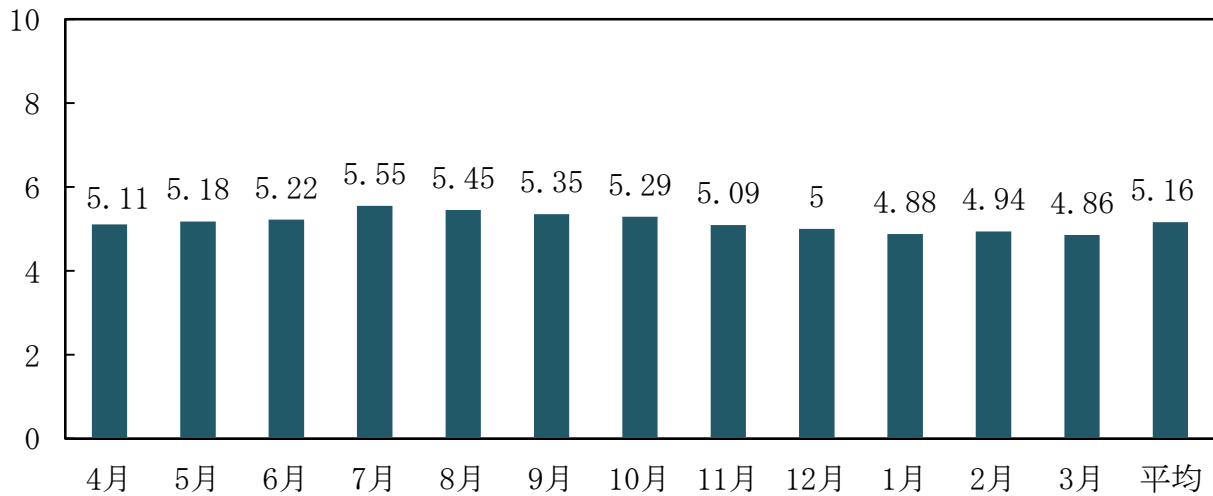


資一地一 地下水揚水量報告結果(平成25年度)

(1) 月別揚水量

(単位: 万 m³/日)



(2) 揚水量内訳表

(単位: m³/日)

	工業用	建築物用	農業用	水道用	計	割合 (%)
ボイラー用	291	0	0	0	291	0.6
原料用	482	0	0	0	482	0.9
製品処理用	1,681	0	0	0	1,681	3.3
洗浄用	953	0	0	0	953	1.9
冷却用	894	683	0	0	1,577	3.1
冷房用	24	259	0	0	283	0.6
暖房用	16	757	0	0	773	1.5
洗車用	0	276	0	0	276	0.5
公衆浴場用	0	2,477	0	0	2,477	4.8
プール用	0	361	0	0	361	0.7
水洗便所用	0	1,904	0	0	1,904	3.7
水田灌漑	0	0	236	0	236	0.5
畑地灌漑	0	0	57	0	57	0.1
果樹草地	0	0	28	0	28	0.1
養殖養魚	0	0	0	0	0	0.0
家畜等用	0	0	0	0	0	0.0
飲料用	0	1,858	0	0	1,858	3.6
上水道用	0	0	0	27,183	27,183	52.9
簡易水道	0	0	0	730	730	1.4
専用水道	0	0	0	4,357	4,357	8.5
その他	817	5,125	9	104	6,055	12.0
計	5,158	13,700	330	32,374	51,562	
割合 (%)	10.0	26.6	0.6	62.8		100.0

資一地-2 地下水塩化物イオン濃度測定結果

過去に塩化物イオン濃度が100mg/L以上を示した井戸のみ。水道水質基準は塩化物イオン濃度が200mg/L未満)

(単位：mg/L)

町名	H3	H5	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H19	H22	H25
吉野町									288	120	廃止
吉野町	55		77	86	97	81	72.5		126	44	
小川町											120
易居町	210						337			280	280
易居町	450		450			430	310		550	330	290
易居町	3300									920	廃止
東千石町						400					210
照国町											170
呉服町						140					360
山之口町	120				300				643	780	廃止
山之口町											100
樋之口町											380
平之町	34			54	87	100			92	91	93
加治屋町	86			150	150	180	216		261	200	170
高麗町											250
高麗町											250
高麗町							1670		195	64	28
高麗町	1100								408	100	廃止
上之園町				31	210		160		17	110	120
上之園町	130		110	110		300	266		310	150	110
上之園町	370		340						815	800	810
上之園町											110
甲突町			170								
中央町										320	350
中央町									157	320	440
新屋敷町	38			42	63	65	92		155	6.3	
新屋敷町											3500
上荒田町	300										
城南町											2300
鴨池1丁目		480									
鴨池2丁目		280					210		165	77	
鴨池2丁目	87		110			190	200			87	
下荒田2丁目								8800			11400
郡元1丁目									21	83	100
東郡元町	66		62	140	130	56	170		75	150	310
東郡元町	170	270	24	46	57	190	57		200	1300	1500
真砂本町	58					36			39	190	460
真砂本町	37	27				53			78	210	320
真砂本町									315	1000	180
真砂本町									181	190	260
新栄町			20	140	78	76	26			110	63
新栄町			540	200	220		330		19	360	300
新栄町		910	180	360	400	320	230		101	120	廃止
谷山港2丁目									346	360	350
谷山港2丁目											270
谷山港2丁目									132	93	110
谷山港2丁目									190	190	120
宇宿2丁目		100	130		78	83	100		96	21	19
宇宿2丁目			190								30
小松原1丁目	80						120	130		101	83
小松原2丁目											360
谷山中央2丁目			45	19	42	33	19	15	275	120	170
谷山中央2丁目			54	47	51	390	350	18	15	30	16
谷山中央5丁目											400
谷山中央5丁目											550
平川町					200	160	198		13	12	

資一地-3 トリクロロエチレン等調査結果

①トリクロロエチレン等VOC水質調査結果（過去10年度分累計）

(単位：mg/L)

年度	新調査 井戸数	環境基準			3物質の いずれか が基準を 超過した 井戸数	備考	
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン		調査本数	検体数
		0.03	0.01	1			
		検出範囲	検出範囲	検出範囲			
基準超過井戸数	基準超過井戸数	基準超過井戸数					
16	10	0.002~0.021 0	<0.0005~0.41 13(0)	<0.0005 0	13	48	48
17	25	0.002~0.02 0	<0.0005~0.18 12(0)	<0.0005 0	12	53	53
18	25	0.002~0.018 0	0.0007~0.36 10(0)	<0.0005 0	10	55	55
19	20	0.002~0.011 0	0.0006~1.7 11(0)	<0.0005 0	11	55	66
20	17	0.002~0.011 0	0.0005~0.33 7(0)	<0.0005 0	7	48	48
21	10	0.002~0.013 0	0.0006~0.099 8(0)	<0.0005 0	8	53	55
22	20	0.002~0.018 0	0.0006~0.14 8(0)	<0.0005 0	8	55	55
23	16	0.003~0.03 0	0.0006~0.39 8(0)	<0.0005 0	8	44	44
24	34	0.002~0.022 0	0.0008~0.21 11(4)	<0.0005 0	11(4)	81	81
25	14	<0.002~0.0018 0	<0.0005~0.13 8(0)	<0.0005 0	8	47	47
計	191	—	—	—	—	539	552

(備考) () は環境基準を超えた井戸のうち、新調査井戸の数。

②トリクロロエチレン等VOC水質調査結果（平成25年度）

(単位：mg/L)

井戸分類		調査本数	環境基準	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	3物質のいずれかが基準を越えた井戸
				0.03	0.01	1	
新調査井戸	飲用以外の井戸	8	検出範囲	<0.002	<0.0005	<0.0005	
			基準超過	0	0	0	0
	飲用井戸	6	検出範囲	<0.002	<0.0005	<0.0005	
			基準超過	0	0	0	0
再調査井戸	飲用以外の井戸	26	検出範囲	<0.002 ~0.018	<0.0005 ~0.13	<0.0005	
			基準超過	0	8	0	8
	飲用井戸	7	検出範囲	<0.002	<0.0005	<0.0005	
			基準超過	0	0	0	0
計		47					

資一地一5 地下水汚染等に対する国の対応

関係法令等の整備の経緯

58. 8. 9 環境庁 57年度地下水汚染実態調査結果の公表
59. 2. 18 厚生省 水道におけるトリクロロエチレン等に係る暫定水質基準の設定
59. 8. 22 環境庁 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針の設定
59. 8. 23 厚生省 トリクロロエチレン等を含む廃棄物の適正処理の推進について
59. 8. 23 厚生省 ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理に係る暫定的措置について
61. 1. 環境庁 「市街地土壌汚染に係る暫定対策指針」を策定
61. 3. 14 厚生省 トリクロロエチレン等による一般飲用井戸等の汚染対策について
62. 1. 29 厚生省 飲用井戸等衛生対策要領の実施について
- 元. 3. 29 環境庁 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布
- ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定
- 元. 3. 29 通産省 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく第2種特定化学物質に指定
- 元. 4. 20 環境庁 四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針について
- 元. 6. 28 環境庁 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布（元. 10. 1 施行）
- ・地下浸透規制、地下水質監視、事故時の措置等に関する規定を整備
 - ・地下水質評価基準を設定
3. 7. 26 環境庁 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布（3. 10. 1 施行）
- ・トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を特定施設に追加
3. 8. 23 環境庁 土壌の汚染に係る環境基準（土壌環境基準）について告示
- ・水質環境基準健康項目9項目及び銅について、「溶出基準」又は「農用地基準」を設定
4. 7. 環境庁 「国有地に係る土壌汚染対策指針」を策定
4. 12. 21 厚生省 水道法に基づく水質基準に関する省令を改正（5. 12. 1 施行）
- ・トリクロロエチレン等に係る暫定水質基準は水道基準に
5. 3. 8 環境庁 水質汚濁に係わる環境基準及び地下水質評価基準を改正
- ・トリクロロエチレン等は環境基準項目に
 - ・基準項目は、合計23項目（うち、農薬4項目）に
5. 12. 27 環境庁 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する施行令等の公布（6. 2. 1 施行）
- ・有機燐を含む合計24項目が、排水規制及び地下浸透規制の対象に

- 6. 2. 21 環境庁 土壤環境基準の改正
 - ・トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目を追加し、合計25項目に
- 6. 11. 環境庁 「重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針」を策定
- 9. 3. 13 環境庁 地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定
- 9. 4. 1 環境庁 水質汚濁防止法の一部改正による地下水の水質浄化に係る措置命令の導入
- 11. 2. 11 環境庁 水質汚濁に係る環境基準及び地下水質評価基準を改正
 - ・ホウ素、フッ素、硝酸・亜硝酸性窒素は環境基準項目に
 - ・基準項目は、合計26項目（うち、農薬4項目）に
- 13. 3. 28 環境省 土壤環境基準の改正
 - ・ホウ素、フッ素の2項目を追加し、合計27項目に
- 13. 6. 13 環境省 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する施行令等の公布（13. 7. 1 施行）
 - ・ホウ素、フッ素、硝酸・亜硝酸性窒素等の3項目が、排水規制及び地下浸透規制の対象に
- 14. 5. 29 環境省 土壤汚染対策法公布
 - ・窒素を除く重金属類、揮発性有機化合物、農薬類の26項目が対象
- 15. 2. 15 環境省 土壤汚染対策法施行
- 21. 11. 30 環境省 水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準一部改正
 - ・1, 2-ジクロロエチレンをシス体・トランス体の合算値に
 - ・1, 1-ジクロロエチレンの基準値を改正
 - ・環境基準項目に1, 4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマー追加（合計28項目）
- 22. 4. 1 環境省 改正土壤汚染対策法施行
 - ・一定規模以上の土地の形質変更は要届出
 - ・汚染土壌処理業の許可制度の新設
- 23. 10. 27 環境省 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しに係る環境省告示
 - ・カドミウムの基準値が0. 01mg/Lから0. 003mg/Lに
- 24. 6. 1 環境省 改正水質汚濁防止法施行
 - ・有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられた。